

包括的支援と多様な参加・協働の推進を目指して

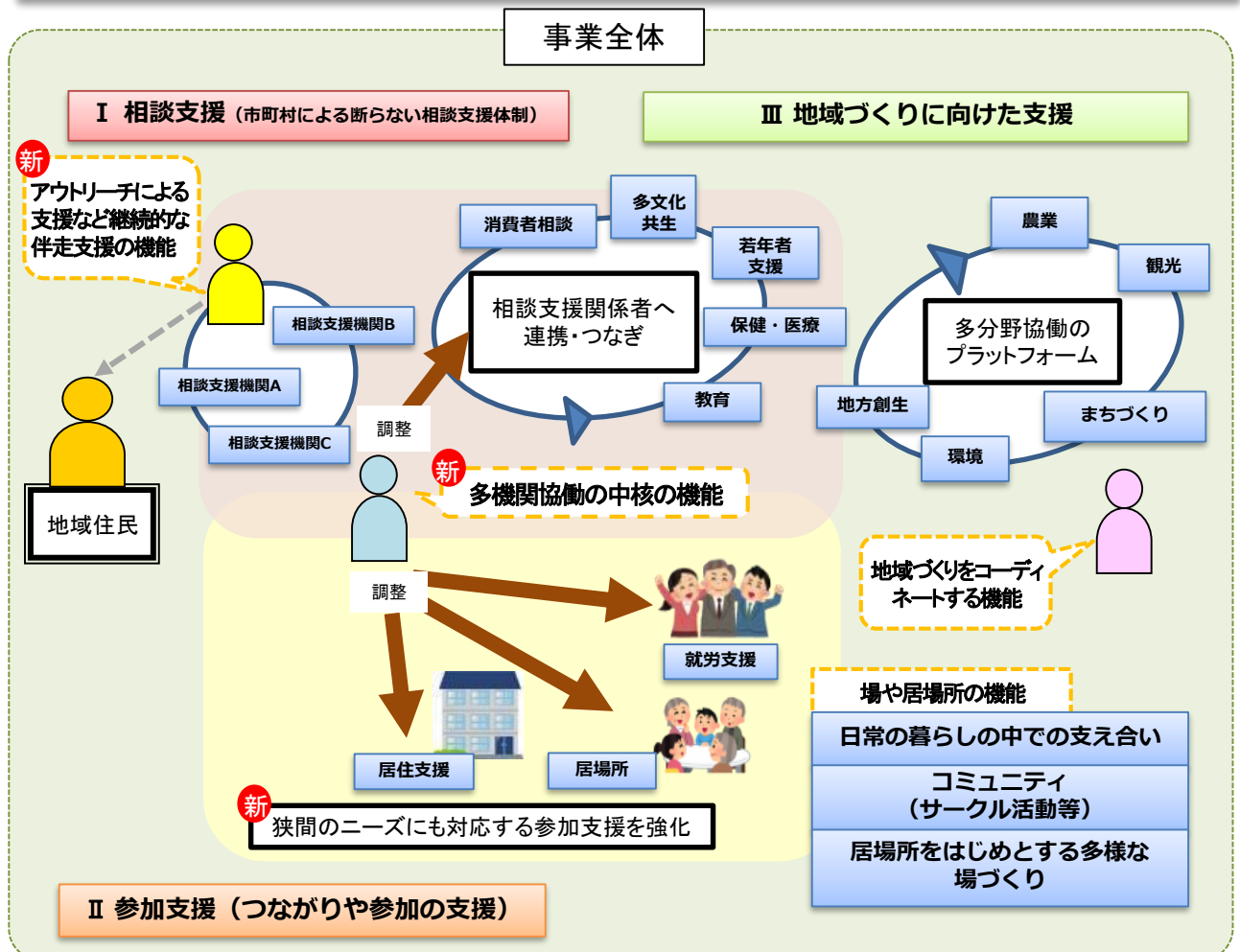
令和2年6月17日発行

平素より、大変お世話になっております。「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立し、12日に公布されました。「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下、モデル事業）」として取り組んでいただいている事業が基盤となった「重層的支援体制整備事業（以下、新事業）」が、令和3年4月より、社会福祉法に基づく新事業として施行されます。

今回のかわら版では、新事業についての概要と、令和2年度に開催を予定しているイベントスケジュールについて、お知らせいたします。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を実施する事業を創設する。
新事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**である。なお、事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須。
- 新事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付**する。



一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）のように、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制には以下のような課題があります。

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

こうした状況を踏まえ、昨年度に開催された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」において議論された内容が基盤となり、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できるよう、新事業が法定化されました。

I、II、IIIの支援を一体的に実施	I 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、<u>本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施</u> ○ 以下の3つの機能を確保(特に②及び③の機能を強化) <ul style="list-style-type: none"> ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は関係機関につなぐ機能 ② 多機関協働の中核の機能(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能) ③ 個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能 	<p>I～IIIを通じ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な伴走支援 ・多機関協働による支援を実施 <p>※支援プランの作成(多機関協働と一体的に実施)</p>
	II 参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、<u>既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施</u> (※1) 世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど (※2) 就労支援、見守り等居住支援 など ○ 長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う 	
	III 地域づくりに 向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係事業を一体として実施し、<u>地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施</u> ○ 以下の場及び機能を確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能 	

上記のI～IIIの3つの支援を一体的に実施することで、「社会参加に向けた支援が充実することで、狭間のニーズにも対応でき、相談者が適切な支援につながりやすくなり、相談支援が効果的に機能する」、「地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる」等といった相互作用が生じ、支援の効果が高まります。

今後、新事業に係る詳細について、政省令やマニュアル等により順次お示ししてまいります。

令和2年度のイベントについて

【重層的支援体制整備事業に関する全国担当者会議】

社会福祉法改正（新事業の創設）の概要について説明会を行います。午前中は改正法に関する一般的な説明、午後からは令和3～5年度に事業実施を検討している市町村を対象とした説明を予定しています。（会場：都内及びオンライン、1日間）

7月下旬開催
(見込み)



※オンラインを含め、希望者が多い場合には参加者数を限らせていただく場合がございますが、動画配信も併せて行います

【国研修／モデル実施自治体職員等向け】

モデル事業実施自治体の職員等を中心に、「法改正の概要、新事業の実施、グループでの意見交換等」を中心とした研修を開催いたします。（会場：都内、1日間）

10月開催
(見込み)

【8ブロック研修／モデル実施自治体向け】

モデル事業実施自治体や受託事業者等を対象に、「法改正の概要、新事業の実施、グループでの意見交換等」を中心とした研修を開催いたします。（会場：北海道・東北、北関東、南関東、甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄、各1日間）

11月～
順次開催
(見込み)



【国研修／モデル実施自治体の支援者向け】

モデル事業実施自治体の支援員等を中心に、上記の自治体職員等向けと同様の内容に加え、新事業における支援の流れを重視した内容の研修を開催いたします。（会場：都内、2日間）

1月開催
(見込み)

【シンポジウム】

包括的な支援体制の整備に関心を持つ幅広い方々を対象に、「行政説明、基調講演、実践報告、パネルディスカッション」等を行ない、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備についてのイメージを拡げていきます。（会場：都内、1日間）

2月開催
(見込み)

※実施方法や開催時期等については、変更になる場合がありますので予めお含みおきください。また、正式な案内については、事務連絡にてお知らせいたします

令和元年度モデル事業の実施状況について

令和元年度のモデル事業実施状況（取組の概要：181自治体分）について、厚生労働省ホームページにアップロードいたします。（6月下旬を予定）

皆様の自治体における包括的支援体制の整備の参考資料としてご活用ください。

<「地域共生社会」の実現に向けてURL>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>

